

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査、不当労働行為の判定その他法令に規定された事項を協議決定するため、会長が必要に応じて招集している。

令和4年度の開催はなかった。

なお、総会開催前に公益委員の打合せを行い、事件の処理等について協議している。